

駐輪場の利用規準

設定 昭和 60 年 12 月 9 日
最終改定 平成 6 年 5 月 22 日

- 1 オートバイ, ミニバイク, 自転車(乳母車, 子供用三輪車は除く)は, 管理組合に登録し, 棟・号番号を捺印した管理組合シールを貼ること。
- 2 定期的に清掃を行い, 「緑の日」等には, 無登録車の搬出を行う。
- 3 管理組合への登録は有料とする。
- 4 整理整頓に心掛けること。(不要車を長期間放置することのないよう気をつけましょう)
- 5 排気音, 調整音などで近隣に迷惑をかけること。
- 6 階段下やコンテナ置場には置かないこと。